

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第8回 総会 開催報告

6月27日(月)10:30~12:30、浦和コミュニティセンター第13集会室において特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会第8回総会が出席者60人で開催されました。(表決権総数139票中、実出席34票、委任表決6票、書面議決70票 計110票)
宮内智理事の司会で始まり、議長に野村詞子理事、議事録署名人に個人正会員2名を選出、書記に活動委員2名を任命して進めました。



池本誠司理事長 挨拶

昨年初めての差止請求訴訟を提訴し和解したことは、被害の広がりを防ぐ結果となり、会の活動が着実に地域社会に影響してきていると言えます。現在、国の消費者行政は逆風ともいえる状況で、皆さんと共に消費者団体の活力をアップし地方消費者行政を強化する取り組み、そして会の活動を強化していきたいと思っております。

ご来賓挨拶 埼玉県県民生活部消費生活課課長 上原 満様

昨年のなくす会による差止訴訟は非常に大きな反響がありました。現在、県では市町村の消費生活相談窓口の整備を進めており、この1年で消費生活センターの開設が24市町村から52市町村に、週あたりの開設日も2.8日から4日に増えました。高齢者被害を防止する働きかけや消費者被害防止寸劇グランプリの開催等の「しくみ作り」も始めており、様々な取り組みが窓口の「実態としての充実」につながると考えます。なくす会と県では年2回の協議会の他に支援センターとも情報交換が行われており、今後ともご協力をお願いすると共に、皆様方のご健勝と益々のご発展をお祈りいたします。



議案審議

第1号議案「2010年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件」を伊藤専務理事が提案し、針生圭吉監事から監査報告がありました。

第2号議案「役員一部選任の件」では理事に岩岡宏保氏、針生圭吉氏、監事に石川誠氏を提案し、両議案とも、満場一致で承認されました。

第1回理事会開催後、専務理事に岩岡氏が選出され、伊藤前専務理事より退任の挨拶の後「2011年度事業計画と会計収支予算の報告」を池本理事長が行いました。

記念講演 『集团的消費者被害救済制度と適格消費者団体の役割』 ～作ろう！泣き寝入りとやり得をなくす制度を～ 講師：野々山 宏氏(独立行政法人国民生活センター理事長)

《講演概要》

現在、適格消費者団体の役割は非常に重要になってきています。認知度はまだ 30%位ですが、申入れや訴訟が各地の団体で進み、事業者との関係も変わってきており、行政とも協力連携関係が進んできています。

集团的消費者被害救済制度は、被害額が低く、被害者が多数、格差(情報や資金や組織力)があるという被害をまとめて請求できる制度。個別訴訟も可能ですが被害者は勝てるかわからないので訴訟を躊躇してしまいます。そのような被害の訴訟をしやすくするという考え方です。

現在制度の中身は2段階型やオプトアウト型等どのイメージとするか、対象事件はどうするか等検討されていますが、訴訟主体としては適格消費者団体に概ね決まっています。その為には適格消費者団体の強化が必要で、今後団体への期待が高まる中それにどう応えていくかが課題ですが、この制度をきちんと構築していけば、社会的な貢献につながります。



活動委員会 2010年度活動報告

第8回総会では、活動委員3人が寸劇で「活動委員会2010年度の活動報告」を行い、事務局より今年度の活動委員33人の紹介を行いました。

活動委員会
2010年度は10回開催

レジュメに沿って

- *報告事項
- *協議事項
- *その他 情報提供・交流

午後の『追跡調査隊』も活動中

不当広告表示 学習会&ワークショップ
2011・2・24 川越にて

「もうチラシにはだまされない！」
～広告表示のワークショップで消費者力アップ～

長田弁護士(副理事長)による講義

広告をみんなでチェック!



【2011年度アンケート】

テーマは『訪問販売・電話勧誘』

10月頃から行う予定です。

「被害には遭っていないけどこんな勧誘を受けた！」

そんな方もぜひ回答にご協力下さい！！

アンケート調査
コープフェスタ
バルフェスタ
市民まつり

活動委員のみんなでアンケート調査をしました!

アンケート分類作業
1400枚を活動委員会中に仕分けしました。

なくす会 この間の活動

《活動委員会 内部学習会》



2011年度第1回活動委員会では『県内の被害状況、相談事例とその対応について』学習しました。

講師：千明 勉氏（県消費生活支援センター相談担当部長）

概要：平成22年度の消費生活相談件数、処理状況、相談内容について解説していただきました。

『訪問販売(リフォーム、ケーブルテレビ、ソーラーシステム、プロパンガス、新聞)、未公開株等の利殖商法に関するトラブルが増加していて、全国的傾向として高齢者の被害相談が増えてきている。相談・苦情の処理ではセンターが相談者と事業者の間に入る「あっせん」比率が高レベルで推移しており、自主交渉が難しい事業者が依然として減少していないことを示している。被害にあった時はセンターに相談をしてもらいたい。』

《埼玉県消費生活支援センターとの懇談》

7月21日、埼玉県生協連会議室において、支援センターから3名、なくす会から5名が出席して今年、2回目となる懇談を行いました。

センターからは県内の相談の概況について報告があり、なくす会からは「情報支援のあり方」について提案、現在の取り扱い事案について報告をし、それぞれ意見交換を行いました。

《この間の事案の取り組み》

- * 四度の文書送付に対して全く回答のない着物レンタル事業者へ差止訴訟の前段階である、消費者契約法第41条（書面による事前の請求）を7月19日に送付しました。
- * ふじみ野市の不動産事業者へ、賃貸住宅の契約に関わる書類の不当条項7項目について6月1日付で改善の申入れを行いました。事業者からは条項の見直しを検討するもの、見直す予定のないもの等について記載された回答書が届いたため、内容について検討していきます。
- * 探偵社と契約した際、解約を希望した際の解約手数料が高額という情報があり、現在被害の状況と契約書面を検討しています。
- * 軽未使用車販売の際の契約書面や、中古車買取業者の被害についても検討を進めています。

なくす会のパンフレットを作りました

◆消費者被害の情報提供をください◆

例えば…

- ・成人式の着物レンタルをキャンセルしたら、1年以上前の解約料が30%もかかった！
- ・半年でアパートを退去したのに、量の表替え費用まで負担せられた！
- ・広告の内容と明らかに違う内容だった！

疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー等と、被害の状況などわかる文書を送ってください。

↓

＜お問合せ＞
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064
埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5
(埼玉県生協連内)
電話：048-844-8971 FAX：048-844-8973
E-mail: nakusukai.01@saitama-k.com
URL: saitama-higainakusukai.or.jp/

会員になって
消費者被害をなくす会の活動を
支えてください

なくす会の運営費は会員と寄付で
成り立っています。
会員の方へは6日目のニュースレタ送付
や学習会のご案内をしています。
活動を支えるのはみなさんです。

*** 寄附について ***
埼玉県NPO基金により、なくす会を指定して
寄附をいただいた場合（団体希望寄付）税制上の
優遇措置が受けられます。
詳しくはこちらへアクセスしてください。
<http://www.saitamaken-npo.net/kikin/kikin.html>

*** 会員について ***

団体正会員	年会費 10,000円	活動に協力頂ける非営利団体
個人正会員	年会費 1口 3,000円	総会での表決権(2票)有
個人賛助会員	年会費 1口 1,000円	活動に賛同いただける個人
個人賛助会員	年会費 1口 1,000円	総会での表決権はありません
団体賛助会員	年会費 1口 3,000円	総会での表決権はありません

埼玉消費者被害をなくす会は……
2009年3月5日内閣総理大臣から
「適格消費者団体」の認定を受けた
特定非営利活動法人です。
消費者・消費者団体・専門家・行政・事業者の
ネットワークに支えられ活動をしています。
不当な行為をおこなう事業者へ改善を求め、
消費者被害をなくしていきましょう！

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会

※パンフレット希望の方は事務局までご連絡下さい。

*** 消費者団体訴訟制度って？**
適格消費者団体が消費者にかわって、「事業者の不当な行為（不当な勧誘、不当な契約条項など）をやめさせるように裁判で請求ができる制度」です。

取り組んだきっかけは
消費者からの情報提供
でした。

なくす会では、2010年5月に埼玉県内の着物レンタル事業者の
不当なキャンセル条項の使用差止請求訴訟をし、和解が成立。
消費者にとって、不当なキャンセル条項が改善され、以降の被害拡大
を防ぐことができました。

Q. 被害にあったら助けられるの？
A. 消費者の個別の救済はできません。
でも、事業者に差止訴訟等を行うことによって、同一事業者による
消費者被害の広がりや食い止めることにつながります。

不当な契約、
広告の表示、
事業者への不当行為
へ改善の申入れを
受け入れない
事業者へは
訴訟を提起!

Q. 私たち消費者が出来ることは？
A. ①身の回りの被害（大げな広告、高すぎる解約料、消費者に不利な契約書）
の情報を提供
②なくす会の会員になること
③寄附をすること

なくす会の活動を
支えてください。

正会員
(団体・個人)

賛助会員
(団体・個人)

総会

監事

理事会

活動委員会

検討委員会

※正会員・賛助会員は
正副会長・役員・委員
と一般公募の委員で構成
※賛助会員は
賛助代表委員で構成

私は騙されない!... その自信が落とし穴!?

～悪質訪問販売・電話勧誘の現状を知り、
対処法を学びましょう!～



2011年8月30日(火) 10:00～11:50

講師: 山下 則子 さん

(消費生活相談員・埼玉県消費生活コンサルタントの会)

会場: 浦和コミュニティセンター第13集会室

参加費: 無料 定員: 40名(要申込み・先着順)

申込み・問合せ: TEL048-844-8971

第47回埼玉県消費者大会

高めよう、消費者市民力! 平和で安心してくらせる共生社会をつくりましょう

2011年10月13日(木) 10:30～15:45

会場: 埼玉会館

《全体会》大ホール

オープニング 相馬流山踊り(福島県双葉庁婦人会)

基調報告

記念講演 「この時代だから、伝えたいこと」

講師: 愛川欽也さん(俳優・司会者・映画監督)

《分科会》各会議室(詳細はお問合せください)

①食 ②医療・社会保障 ③消費者問題 ④環境 ⑤地域力・防災・コミュニティ
申込み・問合せ: 大会事務局 TEL 048-844-8971

FAX048-844-8973

主催: 第47回埼玉県消費者大会実行委員会



*商品事故・契約トラブルにあった時は最寄りの消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ相談しましょう。**埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048(261)0999**

*「消費者ホットライン」では身近な消費生活相談窓口をご案内。(郵便番号入力が便利)

全国共通の電話番号 0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

土日祝日など、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、毎日(年末年始を除く)利用が可能です。